

双葉給食は、「昨日夜に調理員から告書案について了承を得た。また、本来直接話をして了承を得るべきだったと反省している」とのこと。

同月 22 日（火）午後 3 時

- ・双葉給食 部長来庁。報告書の原本を受領し、教育総務課高岡課長補佐・同課係員より、「支払いスケジュールを守ることと、このような大事な案件については現場調理員に会いに行って、直接話をするよう」に指示する。



同月 25 日（金）

- ・調理員から教育総務課係員に電話あり。  
**「一部給与の未払いがあり、調理員が翌週より出勤したくない」との連絡があり。**
- ・調理員は「児童のことを考えると心苦しいが、もう会社を信頼できないため、この会社で給食を作り続けることはできない」とのこと。
- ・市教委として何とかできることはないかと、「教育委員会事務局職員も共に調理作業することも視野に入れつつ」、双葉給食・調理員と何度もやりとりを重ね、  
**同時に、万が一に備え連帯保証人のナフスから調理員の派遣打診を行った。**

午後 7 時 45 分

- ・最終的に双葉給食と調理員の協議の結果、「11 月 30 日（月）に支払いを行う条件で調理員が出勤する」こととなった。

同月 28 日（月）午前 7 時

- ・上野口小へ教育総務課高岡課長補佐・同課主査が訪問。  
調理員へ子ども達のために出勤してもらったことに感謝の気持ちを伝える。

午前 11 時

- ・門真市の顧問弁護士であるパーク綜合法律事務所谷村弁護士に、  
同課西岡課長・同課係員にて法律相談の結果、  
入札の実施要領を確認すると、「業務を履行できない場合」について明記しており、  
調理業務の履行可能なものを連帯保証人としているので、問題はなく、  
三者で合意書を結ぶこととする。
- ・次回契約書を作る際に、「連帯保証人に業務が移る際の判断基準が市にあることを明記しておいたほうがよい」とのこと。

同月 29 日（火）

- ・上野口小学校にて市教委と調理員で話し、子ども達のためにも、調理員の今後の働ける場の確保等のためにも、「他の会社への雇用継続」について、調理員全員から継続を希望する意向を聞き取った。
- ・同日、ナフスと双葉給食の社長同士が話し、  
**「12 月早々に業者変更するのは雇用の問題等で無理だが、1 カ月後であればいい」とのこと。**

同月 30 日（水）

- ・**双葉給食から電話あり「調理員の給与を支払った。」とのこと。**
- ・上野口小学校にて教育総務課西岡課長と同課主査より調理員へ給与支払いがあった旨を伝える。

---

Q12：双葉給食と市教委や市弁護士の生ぬるい対応が続きますが、  
次に 2016 年 12 月にはどういう事が起こったのか、詳しく説明して下さい。

教委 A12：2016 年（平成 28 年）

12 月 6 日（火）

- ・双葉給食株式会社社長来庁し学校教育部山口次長・教育総務課西岡課長・同課高岡課長補佐・同課係員にて対応。社長より  
**「不採算事業所の整理によってキャッシュフローが大幅に改善してきており、今後は必ずスケジュール通り支払う。」**  
**万が一支払わなければ、翌日からでもナフスに代われるように、ナフスの社長とも話をしている。このまま業務を続けたい。」**  
とのことだが、市教委としては  
**「口頭で聞いたところで判断はできない。また、社長がそう言ったところで現場の調理員が納得して業務を続けてくれるのかもわからない。こちらとしては早急にナフスに移行した方がよいと考え**